

柴田町体育協会事業補助金の交付に関する要綱

対象事業	種類	会員数	補助金額
<p>第3条第2項第1号における事業会則第16条に規定する会計年度（以下「年度という。」）内において、第3条に規定する事業を1事業以上実施し、かつ、当該年度の会則第17条第2項に規定する会費を納入した加盟団体に対し1度交付する。</p> <p>各加盟団体の会員数により次の額を助成する。</p> <p>ただし、スポーツ少年団本部事業にあつては、改正前の額のままとする。</p>	活動振興費	20 名以下	10,000 円
		21～50 名以下	15,000 円
		51～75 名以下	20,000 円
		76～100 名以下	25,000 円
		101～125 名以下	30,000 円
		126～150 名以下	40,000 円
		151～300 名以下	50,000 円
		301 名以上	95,000 円
<p>1. 各加盟団体の主催事業の開催に対し交付する。 （当面、各加盟団体、年5回を制限とする）</p> <p>2. スポーツ少年団本部の主催事業に対し交付する。 （本部年1事業のみ）</p> <p>主催事業の参加者により次の額を助成する。</p>	事業補助費	参加者数	補助金額
		25 名以下	3,500 円
		26～50 名以下	5,000 円
		51～100 名以下	5,500 円
		101～150 名以下	8,000 円
		151～200 名以下	9,500 円
		201～250 名以下	11,000 円
		251 名以上	12,500 円
<p>スポーツ少年団 単位団の主催事業に対し交付する。 1団年1事業のみ</p>	<p>事業育成費</p> <p>スポーツ少年団における青少年の健全育成を目的に支出する。</p>		5,000 円
<p>スポーツ少年団 単位団の参加事業に対し交付する。 （1団年3事業まで）</p>	<p>事業助成費</p> <p>招待試合等へ参加した場合に支給する。</p>		3,500 円

この要綱は、令和元年度から施行する。